

電子申請に関するQ & A（事業所関係抜粋）

■ 電子申請の義務化

Q 1 社会保険の手続きについて、電子申請の義務化の対象になるのは、どのような事業所でしょうか。

A 1 特定の法人の事業所が、社会保険・労働保険に関する一部の手続きを行う場合には、電子申請で行うこととなります。特定法人とは、

①事業年度開始の時ににおける資本金の額、出資金の額若しくは銀行等保有株式取得機構に納付する
拠出金の額が1億円を超える法人

②保険業法に規定する相互会社

③投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人

④資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社

になりますので、①～④のいずれかに該当する場合は、電子申請の義務化の対象になります。

Q 2 電子申請が義務化されるのは、どの届書ですか。

A 2 社会保険の手続きのうち、

・被保険者報酬月額算定基礎届

・被保険者報酬月額変更届

・被保険者賞与支払届

の3届書については、電子申請による届出が義務化になります。

Q 3 電子申請義務化の対象となる「特定法人」に該当するか否かは、どの時点で判断すればよいでしょうか。

A 3 毎年度、それぞれの法人ごとに定める事業年度（法人税法（昭和40年法律第34号）第13条及び第14条に規定する事業年度をいう。）開始日を基準に判断します。例えば、事業年度の開始が1月1日の事業所の場合は、1月1日で特定法人に該当するか判断し、該当している場合は、1月1日以降の届出が義務化の対象となります。

Q 4 事業年度の途中で、資本金等を変更する場合、いつの時点をもって電子申請義務化の対象になるのでしょうか

A 4 毎年度、「事業年度開始の時」に判定することになりますので、事業年度開始の時の資本金等が1億円を超える場合は、資本金等の減資により1億円以下となったとしても当該年度は義務化の対象になります。

Q 5 自社におけるシステム改修等が必要になるため、2020年11月から電子申請に切り替えることが困難です。罰則はあるのでしょうか。

A 5 罰則はありませんが、「電気通信回線の故障や災害などの理由により、電子申請が困難と認められる場合のみ、電子申請によらない方法により届出が可能」となっています。特定法人は、電子申請による届出をするための環境が整い次第、順次、実施することになります。

Q 6 電子申請を行うために、事業所としてどのような環境を整える必要がありますか。

A 6 電子申請システムを利用するには、申請APIに対応する人事・給与システム等を備える必要があります。

ます。なお、電子申請では、ログインを行う際に、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段として、公的個人認証サービスによる電子証明書（署名用電子証明）又は法人共通認証基盤のGビジネスID（g-B i z I D）を取得する必要があります。また、電子証明書は有料となりますが、「g-B i z I D」はアカウント（ID とパスワード）を無料で取得することができます。

■ g-B i z I Dを利用した電子申請

Q 1 電子申請に必要な「g-B i z I D」のアカウントは、どのような種類がありますか。

A 1 電子申請には、以下のアカウントの作成が必要です。

1. 法人、個人事業所の事業主：gBizID プライム
2. 各適用事業所の代理人（総務部長等）、1 法人で複数の適用事業所がある場合の各適用事業所の事業主（支店長等）：gBizID メンバー

Q 2 事業主が申請する場合、「gBizID プライム」と「gBizID メンバー」のどちらのアカウントが必要ですか。

A 2 社会保険の適用事業所の事業主が「法人、個人事業所の事業主」と同一の場合

⇒ gBizID プライムのアカウントで電子申請の手続きを行ってください。

社会保険の適用事業所の事業主が支店長等で、「法人、個人事業所の事業主」と異なる場合

⇒ gBizID メンバーのアカウントで電子申請の手続きを行ってください。

Q 3 1 法人で複数の適用事業所がある場合、どのように gBizID のアカウントを取得するのでしょうか。

A 3 1 法人で複数の適用事業所がある場合、法人の代表取締役の方は「gBizID プライム」、各適用事業所の事業主（支店長等）の方は「gBizID メンバー」のアカウントをそれぞれ取得します。

手続きの流れは以下のとおりです。

1. 法人の代表取締役が「gBizID プライム」のアカウントを取得する。
2. 「gBizID プライム」のアカウントの利用者（法人の代表取締役）が、各適用事業所の事業主（支店長等）を「gBizID メンバー」として登録する。
3. 各適用事業所の事業主（支店長等）にメールが届き、「gBizID メンバー」のアカウントを取得する。

Q 4 社会保険労務士が手続きを代行する場合、G ビズ ID はどのように取得するのですか。また、適用事業所において必要な手続きはありますか。

A 4 手続きを代行する社会保険労務士が各自でG ビズ ID を取得するため、適用事業所において、gBizID メンバーのアカウントを払い出す必要はありません。ただし、社会保険労務士が提出代行するにあたり、「提出代行証明書」が必要となりますので、「提出代行証明書」へ押印いただき、社会保険労務士に提出する必要があります。

「提出代行証明書」については、日本年金機構のHPから取得することができます。

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/program/download.html#cms03>